3　前条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の十八　削除

第六十八条の二十から第六十八条の二十三までを次のように改める。

第六十八条の二十から第六十八条の二十三まで　削除

第六十八条の二十五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十六の見出しを「（特定信頼性向上設備等の特別償却）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者に該当するものが、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、災害対策用基幹放送設備等（同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備又は同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における同法第百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は災害対策用基幹放送設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該災害対策用基幹放送設備等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該災害対策用基幹放送設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該災害対策用基幹放送設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該災害対策用基幹放送設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第六十八条の二十七第一項中「第四号」を「第五号」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二項の表に次の一号を加える。

三　第四十五条第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区	同号の中欄に掲げる事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

第六十八条の三十一第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）」を「並びに」に改め、「並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）」を削る。

第六十八条の三十二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第六十八条の三十三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十五第一項中「とする。）」を「とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の三十とする。）」に改め、同条第三項中「、次に」を「、第一号及び第二号に」に、「並びに第四十七条の二第三項第三号」を「、第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四十七条の二第三項第四号」に改め、同項第二号中「ついては、」を「ついては」に、「を含む」を「及び国家戦略特別区域法第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、ロに掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む」に、「同法第二十条第一項」を「都市再生特別措置法第二十条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十一第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項」に改め、「第六十八条の十五の四第一項」の下に「、第六十八条の十五の六第一項」を加え、「第六十八条の二十、」を「第六十八条の十九、」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十一」の下に「、第六十八条の十四」を、「第六十八条の十五の四」の下に「、第六十八条の十五の六」を加え、「第六十八条の二十、」を「第六十八条の十九、」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に、「当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）」を「特定株式等」に改め、「又は貸倒れ」を削り、「の下欄に掲げる」を「に定める」に改め、「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　資源開発事業法人（第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）　百分の三十

二　資源開発投資法人（第四号に掲げる法人に該当するものを除く。）　百分の三十

三　資源探鉱事業法人　百分の九十

四　資源探鉱投資法人　百分の九十

第六十八条の四十三第二項第六号中「新増資資源株式等」を「特定株式等」に改め、「又は債権」及び「及び次号」を削り、同号イ及びロ中「分社型分割」の下に「若しくは現物出資」を加え、同号ハ及び同項第七号を削り、同条第四項中「又は資源特定債権（同条第一項の海外投資等損失準備金に係る同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。）を削り、同項第一号から第三号までの規定中「又は資源特定債権」を削り、同項第五号中「又は資源特定債権」及び「当該特定法人の株式等について」を削り、同条第八項中「特定法人の」の下に「第二項第六号の」を加え、「又は貸倒れ」及び「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同条第十項、第十二項、第十五項及び第十八項中「又は資源特定債権」を削り、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中「前項」を「第七項」に、「特定株式等」を「第二項第六号の特定株式等」に、「、同項」を「、第一項」に、「第二十項」を「第六項まで及び第八項から前項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条の次に次の二条を加える。

（新事業開拓事業者投資損失準備金）

第六十八条の四十三の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に同法第十七条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画（以下この項において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び第五項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているもの（当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、当該連結親法人又はその連結子法人が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のうち政令で定めるものに該当する場合には当該投資事業有限責任組合の産業競争力強化法第二条第六項に規定する特定新事業開拓投資事業（以下この項において「特定新事業開拓投資事業」という。）の実施に資するものとして政令で定める要件を満たすものに限る。）のうち、当該計画の認定を受けた日から当該計画の認定に係る特定新事業開拓投資事業計画（産業競争力強化法第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この項及び第五項において「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。）に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間として財務省令で定める期間（以下この項及び第五項にお